

会 議 録

会議の名称	第3回東村山市地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成23年9月14日(水)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>出席者：</p> <p>(委員)河津英彦委員・橋本洋子委員・中山文人委員・龍野乗子委員・山路憲夫委員・松尾美智夫委員・小杉眞紗人委員・濱田勲委員</p> <p>(市事務局)和田地域福祉推進課長・鈴木高齡介護課長・中島健康課長・野口子ども総務課長・地域福祉推進課鳥越主査・新井主査・障害支援課野崎課長補佐・高齡介護課吉原係長・健康課菅野係長・子ども総務課空閑課長補佐</p> <p>欠席者：鈴木博之委員・小澤進委員・遠藤てる委員・藤岡孝志委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 地域福祉計画 基本理念の検討</p> <p>(2) 地域福祉計画 基本目標の検討</p> <p>(3) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

3 議題

議題1 地域福祉計画 基本理念の検討について

事務局

第4次地域福祉計画の基本理念については、前回までの策定委員会において、一定のご議論をいただいたところです。資料1では、これまでの検討結果を基に、地域福祉計画の基本理念を定めるにあたっての考え方を、再度まとめなおしました。基本的な考え方は前回資料と同様ですが、「支え合いの地域を作っていくための「最初のつながり」が作りづらくなっている」ことや、「高齢社会が進む中で就労やボランティアなど様々な形はありますが、生きがいを持って安心して暮らせるまちにしていくこと」などを盛り込みました。これらを踏まえてのキーワード案ですが、「つながり」という言葉を追加し、その他の言葉にも、前回いただいたご意見をもとに、いくつかの意味を込めなおして、キーワードとさせていただきます。（資料1を説明）

事務局

なお、本日欠席の委員から基本理念として「つながり、認めあい、支えあう」ともにつくろう、みんなのまち 東村山」という表現はどうかとの意見をいただいております。

委員長

事務局から原案についての説明をいただきました。内容についてご意見を申し上げます。

委員A

内容として相対的に結構なのですが、言葉でじっくりこないところがあります。1ページ目にある安心して暮らせるという表現と、キーワードで出ている安心した暮らしという部分です。実態は心配、不安がある中で皆さんが暮らしている気がしますので、何か空虚な言葉に聞こえてしまいます。例えば医療保険や介護保険の保険料が右肩上がりで上がっていきますし、年金については若い世代の方から見放されたような状態にもなっております。他にも災害など不安の中で暮らしている状態です。ただ、理念の中では「いきいきと暮らす」になっていますので、これはこれでよいかと思えます。

委員長

安心という言葉に関してはいろいろなところで問題視されますし、現実としてどこまでなら安心できるかというのも人によって異なります。ある意味では不安や心配と同居しながらそれなりの生活を自ら作り上げていくのが現実だと思いますので、今頂いたご意見もごもっともだと思います。

委員 B

前回までの議論では、高齢者在宅計画推進部会の立場もあり、高齢化の問題が深刻だということを強調いたしました。資料3の基本目標まで見ていきますと少子化についての記載が少ないのかなと思います。高齢化と同時に少子化も深刻となっています。子育てしやすい街づくりだからこそというのを一点入れこんだほうが良いかと思いました。

あと、前回も議論になりましたが「いきいきと」については、皆様のご意見も伺いたいのですが、私は「生きがいをもって」のほうが良いのではないかと思います。その理由は、子どもたちや若者は存在自体がいきいきとしている。そのためいきいきとに重点を置くとむしろ高齢者に重点を感じるということ。また、今の若者たちに希望がないのではないかと、生きがいを持ってやっている若者が少なくなっているなど感じます。これは若者自身の問題でもありますが、我々の団塊の世代を中心とした大人としての責任でもあると思います。もう少し子供たちや若者が生きがいを持って暮らせる地域社会にしなければならないと。そういう意味です。

委員長

今の学生たちを見ていると、自分たちの展望がないという思いに駆られています。今の学生たちはバイト先もあり、携帯電話なども持ちますが、自分に真剣に向き合っている時間が少なく、将来展望はマスコミ等から断片的に入る情報や、社会福祉の勉強をする中で、今の年寄よりもレベルを下げなければいけないだろうと、また働いても税金と社会保険の負担量は多くならざるを得ないだろうという思いをみんな持っています。その中でどうしたらよいかというのは大事だと思います。

それから先日富山市で行われた保育士養成校の協議会の大会で白梅学園大学の学長である汐見稔幸先生は、人類の歴史の中で大きなターニングポイントにあるのではないかという話がありました。これは、かつて群れて遊んでいた子供たちに、その環境がなくなったこと。それから手仕事とお手伝いが消えていったこと。私は手仕事とお手伝いは別の意味があって、お手伝いは達成感とか社会的に役に立っているという子どもたちなりの満足感、手仕事というのは非常に教育的にも重要で、自分たちで遊びを作るということが消えていった。3つめに家族だんらんがなくなったと。正規社員が残業づけで、非正規職員は時間があるけどお金がないという状況に置かれ、非常に難しい時期に差し掛かっているのだと思います。その中で戻るとするならば、生活レベルは下げても、「人と人と」が「人と環境」に癒されながら、ということかなと思ってはいたところです。

子どもの話がでましたが、ご意見ありますでしょうか。

委員 C

子どもや若者といった対象範囲を広げることを基本理念のように短い言葉に詰め込むのは難しいかなと思います。自治体がスローガンを作り、広報活動につかうということは気持ちとしてはよくわかりますが、この言葉は得てして隅に追いやられてしまいがちだと思います。その一因は「長い」ということがあると思います。対案として申し上げますが、もっと短くできないでしょうか。例えばつながるというのは2つの地点を結びつけるので、つながり合いという概念を含んでいます。これに対し認め合いと支え合いは複合動詞ですから、認めるだけでなく、お互いに認めるという意味を持っています。さらに「いきいき」と「暮らせる」ともありますので、思いっきり縮めると「つながり、みとめ、ささえあうまち 東村山」という

言葉はどうでしょうか。それくらいシンプルにした方が誰にでも覚えやすく、それはスローガンとして武器の一つだと思います。一案ですが、覚えやすく伝わりやすいという力を重視するならこのような案もあるのではないかと考えております。

委員長

今のご意見では、理念はどうしても短い言葉になってしまうので、前段に載せる「考え方」に内容をもりこみ、凝縮した形でスローガンとするという提案です。

なお、原案を活かすとした場合のキーワードの順序ですが、人の関係を考えて時に、はじめに「あそこにいるな」ということから、(単に物理的な存在だけでなく)理解しあい、認めあうことが自然な流れだと思いますので、最初に「認めあい」が来るのかと思います。また、「つながりあい」という言葉は、少し乱暴かもしれませんが、主体的な行動として「つなぎあう」ということでもよいのではないかと思います。

住民一人一人が、まずは互いに違う存在であるけれど認め合いましょうと、それは年寄りも子供も、男性も女性も、障害のある方もない方もお互いに認め合いましょうということから始まり、そこから線をつなげていくことについては、誰かがやってくれるのにぶら下がるのではなく、自分も橋をかけていく主体になろうということでも能動的な動詞にならないだろうか、その結果、支え合うになるのではないかと思います。

委員 B

まず、先ほどありました、子どもや若者までを対象とするといった件について、策定委員会の中で共通認識をお願いしたいと思います。地域福祉計画というのは高齢者、障害者だけでなく、子ども、若者、障害のない方も含めてのものだと思います。

その次に、基本理念をシンプルにするのか、しっかり書いていくのかを検討していただければと思います。

委員 C

対象者の件についてはそれでよいと思います。私が先ほど発言したのは、シンプルになれば抽象度が高まるため、特定の階層やカテゴリーによらず全員入ることです。

委員 D

シンプルにするのも賛成ですが、それだけに文言を選ぶのが難しいかなとも思います。第4次総合計画の文言にも少し関わりましたが、これもずいぶん長いです「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」。当初長いと思いましたが、一つ一つが響き、今となってはとても気に入っています。そのため長いからダメということではないかなとも思います。長くてもリズムにのった言葉などはよいのかと思います。ただ、現在のものは長いと感じますので、シンプルにするのもよいかとも思います。

委員 E

前回のご議論の中で「つながり」というキーワードが大切だという話が出まして、必然的に少し長くなってしまった部分があると思います。ちょうどよい言葉が見当

たりませんが、例えば「いきいきと」という言葉に含まれる「安心した暮らし」については、「支えあう」ことで安心感が生まれるというように、「いきいきと」という言葉を使わずにその他のキーワードに少しずつ含めていき、テンポ良い3つのキーワードでまとめた方がどの世代にもわかり易いのかと思います。

また委員がおっしゃったように子育て支援は大事ですし、今若い方の生活保護申請、いわゆる就労が続かず離職率が高いという問題も出てきていますので、確かに一言では難しいと思いますが、なるべくやりがいや生きがいをもって、認めてもらい頑張れるという若い世代も多いと思いますので、そういった思いを込めたものをシンプルにつないでもよいかと思います。

委員 F

短くするならば、「認めあい つなぎあい 支えあうまち 東村山」か、長くするならば「認めあい つなぎあい 支え合う 生きがいの持てるまち 東村山」がどうかと思います。「いきがい」という言葉を伺って、とても良い言葉だと思いましたもので、入れるとしたらということで提案いたしました。

委員 G

理念案ですが、内容を読ませていただき良いのではないかと賛成したいと思います。

委員長

これまでの意見を踏まえ、事務局の方で何かありますか。

事務局

現在までご議論いただき、すべてを入れることはできませんが、基本理念のなかでフォローしきれなかった部分については、考え方の中に入れていきたいと考えています。また総合計画については5 7 5 7 7で文書化されているため、リズムよく読めるのかと思います。今回いただいた中では、5 5 7 7のリズムとして「認めあい つなぎあい 支えあうまち 東村山」が覚えやすいのではないかと思います。「いきいきと」や「いきがい」については考え方として難しい面もありますので、前段の文章の中に入れ込む形が良いのではないかと考えました。これらを踏まえて修正したものを後日委員長等に確認いただく形で成案とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長

それではそのようにさせていただきたいと思います。前段の文書についてはもう少し精査する必要があると思いますので、外に出して恥ずかしくないような文書になるように力を貸していただければと思います。

次に基本目標の検討について事務局からお願いいたします。

議題 2 地域福祉計画 基本目標の検討

事務局

資料 2 と 3 をもとに説明させていただきます。資料 2 をごらんください。

まず、基本目標を検討するにあたり、第3次地域福祉計画の「施策の方向」について、これまでの検討をふまえて「項目を移動したり、まとめたりした方がわかり易くなる」と思われるものについて、作業をさせていただきました。これについては、前回会議のあと、何名かの委員の皆さまから頂きました意見を踏まえて、まとめ直しを行いました。

考え方として、第3次地域福祉計画の施策の方向では「まちの整備」や「地域のつながり」などがいくつかの基本目標に分散しており、前回の策定委員会でもご意見をいただきましたが、例えば「協働」についての施策はどこにいれたらよいのか？といったことが一目では分かりづらかったと思います。これを踏まえ、第4次計画では、施策の方向を、「協働やつながり」「相談や情報提供」「住み慣れた地域で暮らすためのしくみ」「ソフト面、ハード面からのまちづくり」といった4つの区分に分け直してみました。第3次地域福祉計画の「施策の方向」を、どういう理由から、どこに移したのかを一覧にしたのが資料2になります。

ここに、これまでの検討を踏まえ、「権利擁護支援体制の充実」などの施策の方向を新しく加えたものが、資料3の基本目標(案)となります。なお、取り組みの想定は、施策の方向(案)がイメージしやすいよう、そこで取り組む内容を抜粋したものです。これらについての詳細は個別計画で検討していくこととなります。

それでは具体的に資料3をもとに説明させていただきます。

(資料3を抜粋して説明)

委員B

細かいことを言うときりがありませんが、もう少し具体的に書いた方が良いと思います。例えば基本目標2の施策の方向「相談体制の充実」では取り組みの想定も同じことが書いてあります。これでは何の相談かが記載されておられません。少なくとも取り組みの想定の部分ではもう少し具体的に何が想定されているのかを書いた方が、計画の中身を具体化することにつながるのではないのでしょうか。また、先ほど申し上げた子育て支援の文言が少ないようにも感じます。また、協働という言葉が、言葉だけ走っているように感じます。具体的な中身が取り組みの想定を見ても具体化されておられませんので、協働を進めていくためにはどうすればよいのかということも、もう少し議論する必要があるかもしれませんが、これだけでは不十分ではないのでしょうか。もっと自治体は多くの事をやっていますので、もう少し踏み込んだ記載をしていった方が良いのではないかと思います。

その他のところでも一部お伝えしますと、第三者評価の活用については、仕組み自体ができていないので活用ではなく推進及び活用ではないかと、事業所適正化については事業適正化が正しい日本語ではないかと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。「取り組みの想定」に詳しい内容が記載されていないことについてご意見をいただきました。これについては、現時点で推進している第3次地域福祉計画の取り組みを記載することではなく、第4次地域福祉計画の想定を記載しており、個別計画での議論の幅を狭めないことを目的として抽象的に記載させていただきました。そのためわかりづらくなってしまい申し訳ありません。

この部分は、相談支援を例で挙げると、地域包括支援センターの充実なのか、その他の施策を充実させていくのかという個別計画推進部会での議論が行われた

うえで具体的な記載になるとお考えください。

委員 G

基本目標について、わかるところとわからないところがありますが、手話通訳という言葉など配慮いただいているところが良かったと思います。民生委員についてですが、全体の中で一人でも構いませんので、ぜひ聴覚障害をお持ちの方を入れていただくと聴覚障害を持った方がコミュニケーションに困らず良いのではないかと思います（東村山市では障害者相談員という制度があると伺っています）。また、情報を総合して提供いただける場所があると良いと思います。例えば手話通訳養成講習会であるとか、それぞれ DVD など啓蒙などのために出せるようなものです。

他の委員のご意見にあるような若い人が減り、高齢者が増えるというのは障害者の世界でも同じです。若い方たちの意見がなかなか聞けず、高齢者に比べると遊び中心のような感じでコミュニケーションがうまく取れないということに苦慮しています。高齢者と若い方が一緒に十分なコミュニケーションをとっていきけるような良い方法がないかなと思います。

また、東村山市の聴覚障害者協会に事務所がないことが問題と考えます。他市では、福祉センターの中に3つか4つの障害者団体が一つの部屋を借りて事務所としています。それを見てうらやましいと思いました。このような部屋があると十分な活動ができると思います。いろいろ要望がありますが、市の財政が厳しいというお話も伺っていますので、できるだけ私たちも頑張っていきたいと思います。

委員長

今、「みんなでつながり参加する」や「分かりやすく相談しやすいしくみづくり」の各論についてご提案がありました。今の段階ですべてを回答していただく必要はありませんが、お答えいただけるものはありますか。

事務局

今回お話しいただいた内容について、今回の基本目標でも「既存施設の活用」や「地域とのコミュニケーション」といったところで個別計画における検討をいただけるものかと思います。障害者相談についても様々な障害特性に応じた相談が受けられるような体制整備が必要と考えております。

委員長

障害といっても多様です。数という面からは少なくとも、必要性があるところについてはそれなりの配慮が必要だと思えますし、ご提案のあった内容などを進めていただければと思います。

ところで基本目標については、具体的な内容が、この下にぶらさがってくるというような理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。なお、資料3では「基本目標」と「施策の方向」について、イメージしやすいよう「どのような取り組みを行っていくか」の想定も記載されています。本日は施策の方向について、みなさまが個別部会で検討を行ってきた中で「足したほうが良い内容」などがありましたら、あわせてご意見をいただきたいと考えております。例えば基本目標2の施策の方向である「権利擁護支援体制の充実」は

近年の 社会情勢の変化を踏まえ追加したものです。

他にも、この施策の方向はこういう表現が良いのではないかと、ここに移したらよいのではないかなどもありましたらご意見をいただきたいと考えております。

委員長

例えば、基本目標 1 の中に「人材育成と人的資源の活用」がはっていますが、基本目標 4 のほうが「ハードとソフト」としているため適正なのではないでしょうか。また基本目標 2 の「権利擁護支援体制の充実」は、わかりやすいとか相談しやすいというレベルではなく命にかかわる問題のため、この分類では基本目標 3 が適正なのではないかとも思います。また、基本目標 2 の「地域や関係機関との連携体制の強化」については、連携ということで基本目標 1 に入れたほうがよいのかという気も致します。また、基本目標 3 の「安心・安全なまちづくりの推進」についても、まちづくりというからには基本目標 4 に入れてもよいのかなと思います。

これは具体的な事業項目がぶら下がってきたのを見てまた整理が必要かもしれませんが、提示された文言だけを見るとそのように感じます。

委員 E

基本目標 2 をみると、他と比較すると共通しているところもあり、例えば、「情報収集・提供体制の充実」や「相談」の目的を考えた時に、基本目標 3 の「福祉・保健に対する意識の向上」や「こころとからだの健康増進」に含まれる気も致します。そのような考え方から、他の目標と合わせるといった考え方もあるのではないかと思います。

委員 C

今のお話ですと、基本目標 2 が分離し、全部で 3 本立てになるということでしょうか。

委員 E

相談体制や情報提供の充実ということはとても大切なことですが、他の施策の方向とかぶるところもあり、独立した表現について行うべきかどうかということです。

委員 C

児童の関係では、乳幼児であったり、就学前後であったり、任意団体であったり、子育てに関わるいろいろな団体がいろいろな活動を行っています。このことについて児童の会議で議題となりましたが、すべての情報を集約して発信することが、どこもできていないという現状があります。東村山市が悪いといっているわけではなく、他の自治体でも基本的にはそうだと思います。その中で情報の集約と発信というのを誰がやるのか、既存の団体がやって下さっているなら後押しをしたり、どこもやっていないのならば行政がまず立ち上げたりといったことかもしれません。

もう一つは子ども家庭部ができて相談体制が一本化に近づいてきました。それでも教育委員会は別の存在としてありますので、困ったときにどこに行ったらよいのかという問題は往々にして発生します。それは素人である我々だけでなく、3 年ほど前の新聞記事ですが、小学校の先生にアンケートを取ったところ、虐待が疑われる場合でも、支援センターや児童相談書に相談することをためらう方が多いという

状況があります。そういう実態を含めて考えると、相談体制や情報の発信について一つの柱として立てていただきたいと考えています。

委員D

私も地域の中でいろいろな活動をしてきまして、社協の活動などみなさんが知らない状況を見てきました。また、情報を集めるためにどこに行けばよいのかわからない状況があります。相談・情報の発信ということでは、一つあそこにいけばよいというものがあれば分かりやすいですし、相談体制の充実も今後より重要となってくると思います。民生委員が個々に情報をお伝えしていても、本当に伝わらない状況です。そのため基本目標2については残していただきたいと考えます。なお、基本目標2の「わかりやすく」という表現があいまいで、もう少し工夫があってもよいのかと思います。

委員E

確かにあいまいな表現だと思います。文言のせいかわ、相談と情報についてどのように言葉が係っているのかが分かりづらいと思います。どういう言葉で、どこにポイントを置くようなことが分ければすっきりするかもしれません。

事務局

ご意見ありがとうございます。これまでのご意見について回答させていただきます。まず、権利擁護についてですが、所管として「相談から発見」という主旨で基本目標2にいれたところですが、いただいたご意見を受け、基本目標3のほうが適切ではないかと考えました。「人材育成と人的資源の活用」については、ソフトに入れる部分と地域コミュニティに入る部分が併記されていますので、そこを分離する形で整理させていただきたいと思います。「地域や関係機関との連携体制の強化」については相談支援機関同士の連携、地域の連携それぞれ重要であるため、内容を整理し基本目標1に入れるか、分離するかについて検討したいと考えています。「安心・安全なまちづくり」については、基本目標3と4のどちらかが迷うところですが、本日のこれからの意見も踏まえて検討していきたいと考えます。また、子育てについてですが、文書的には標記していますがもう少し分かりやすいような表記を考えたいと思います。また、相談体制と情報収集についての日本語については、後ほど検証したいと考えております。

委員長

他にご意見は如何でしょうか。

委員A

今の「わかりやすく相談しやすいしくみづくり」は、市民から見るとどの窓口に行ったら相談を受けてくれるのかわからないという方が多く、これは縦割り行政が一番の問題だと思います。言葉の問題ではなく実態が問題となっているのではないのでしょうか。

委員長

その通りだと思います。様々な電話相談を受ける方がいますが、やはり社会資源というか、どのようなサービスがあるかという知識をきちんと持っている人は少な

いです。相談を聞いたうえで、具体的に提供できるサービスがわかる方がワンストップの窓口にいるとよいですね。これは子ども、障害、高齢、DVといった相談種別やそれぞれの度合いでも異なりまので、かなりのエキスパートでないとならず、一人ではお休みもありますので複数人必要となります。そうすると本気でやるならば、そういう人を養成しなければなりません。形でいえばワンストップでここに相談すれば交通整理してくれるといったものが一番だと思います。

委員 B

高齢部会でも議論したいと思いますが、総合相談窓口を手掛ける際に「医療、介護、福祉」などをセットで対応できるような総合相談窓口ということです。その際、行政でそれができるのかということがあります。介護保険事業については保険者であるため、実質的に可能だと思いますが、医療について「こういう症状が出た時にどこに行けばよいか」は行政が言えるのかという問題があります。そうすると医師会や NPO との連携や委託といった仕組みを考えないと、本当の意味での、利用者が知りたがっている情報提供はできないと思います。ただ行政にそれを作れというのは、私も言い続けてきた一人ですが、そう簡単なことではありません。私が関わっている国立市では在宅医療を行っているお医者さんが受け皿を作り、市から委託を受けて総合相談窓口を作ろうとしています。行政でできることとできないことを分けて、総合相談窓口を作るにはどうしたらよいかという議論をこの際我々の部会でもやってみようと思います。

委員長

例えば高校3年生でDVをうけて妊娠という事例では、児童福祉法は19歳だと対応できません。これについて東京では例えばカリヨンといったものもあるわけですが、それは誰でも知っている情報ではなく、どこにも当てはまらない人をどのようにフォローするかが課題となってきます。他にも法律問題で法テラスなど、どうつなげればよいのかをやりだすときりがありませんが、事例ごとに整理していくしかないと思います。

以前事務局から説明があったとおり、この計画は福祉計画のため、子どもが多くの時間を過ごす学校でのトラブルについての対応などは入ってこないのでしょうか。

事務局

学校生活については別途となります。

委員長

その中で教師の不適切な対応で、いじめ等がうもれている問題もあると思います。教育委員会だけでは、縦割りで踏み込みにくい問題があります。

委員長

大きな枠組みで他にご意見はありますか。先ほど、取り組みの想定の中でレインボープランについての記述が少ないのではという意見もありましたが、いかがでしょうか。

委員 C

取り組みの想定については、項目として子どもの関係が10項目入っておりますし、高齢、障害に限定されない子どもも含んだ項目は19項目ありました。両方合わせると29項目ほどになりますので、8割くらいはカバーしているかと思えます。ただ、先ほどからお話のある学校現場での教師の不適切対応については、職場でも経験しまして、博物館のプレイルームに遊びに来た子供に相談を受けて、市に報告を行ったことがあります。私たちの立場としてできることはそこまでだったのですが、その後の対応についても悩みがあったところです。そういったことは、レインボープランでも「そこは学校にお任せしよう」ということで扱えませんでした。ただ、委員長がおっしゃる通り不都合はおこっていると思えます。

また、児童に対する見守り体制の中の「はっくの家」とあるのは「はっく君の家」が正しいので修正をお願いします。これは商店や一般住宅に「逃げ込んでよいよ」というステッカーを張るのですが、配り方で「フルタイムで共働きの家庭」にも配ってしまう事例もありました。子どもが困っているときに駆け込んで入れないというのは問題があるかと思ひ、問題提起を行っているところです。そのため、ここに載せるべきではないと思ひます。

委員長

ワンストップで情報を提供するということと共に、行政の縦割りを突破する方法として人権オンブズマンという制度があります。条例で定めることにより市立の学校等にも入り込めるものです。それぞれの制度で、苦情処理をする形が公的にできていますが、もう一つ、市長と独立した形で弁護士や学識経験者等が人権侵害が起こった場合、壁を越えて調整に入れることもありますので、そういうことも市としてお考えになられたらどうでしょうかと思ひます。従来の制度の他に風穴を開けるものがあってもよいかなと思ひます。

委員 B

東京都では福祉サービス全体の相談窓口を市町村に置くというものがあり、そこに苦情相談も含まれるのですが、東村山市ではどうされているのでしょうか。

地域福祉推進課長

社会福祉協議会に委託しまして福祉相談を行っています。

委員 B

市の方針なのでしょうが、本来は市の中に苦情相談機関があった方がよいと思ひます。

委員長

根拠を示せば勧告等ができるものや、見解を示して行政が動くというような方法があります。川崎市では校長、担任を呼び出したりもできます。一般的には調査をして勧告を行い、こうすべきであるという処理が多いですが。

ただ聞いてお終いではなくその先調整をはかるまでの制度を作った方がよいと思ひます。それは全面的には地域福祉で明るい地域社会を作ろうということでしょうが、現実として苦しんでいる人も救われるようなことを考えるのも重要と考えます。

委員 B

部会でこれらの議論をするにしても部会も縦割りとなっていますので、このような横につながるテーマである「オンブズマン」や「協働を実りあるものにするための仕組みづくりをするためにはどうすべきか」等は個別の部会では議論しにくいところです。これについては、もう少し行政内部で詰めてもらうのか、横断的な保健福祉協議会や総合計画の中で議論するのかということを考えていただきたいと思います。

委員 D

協働について、市民協働課のスタンス等はどのようなものなのでしょうか。

事務局

市の協働の基本的な考え方を示していますが、具体的に地域福祉でどのような協働をすべきかといったことまでは提起しておらず、自主性に任せられています。しかし、協働を行う際に協力体制をとっていただける所管となります。

委員長

横断的な取り組みについては事務局の方で考えをまとめていただければと思います。

事務局

事務局から提案させていただきます。事務局では、基本理念と基本目標を定め、今後個別計画での検討に移っていきたいと考えております。本日のご議論を受けて修正した基本理念、基本目標を委員長、副委員長に確認いただき成案にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

委員長

いかがでしょうか。整理した段階でも最終決定まではまだ時間があるという考えでよろしいのでしょうか。

事務局

これをもとに、個別の計画を策定いただき、その中で施策の方向に修正が生じるようならば議論の余地はあるかと思います。

委員長

完全に固めるわけではなく、個別の部会の中でまた意見があれば微調整を行うという形で行うということで如何でしょうか。

(委員了承)

議題3 その他

事務局

現在、地域福祉活動計画策定委員会では第4次地域福祉活動計画の策定を進めています。現時点での、検討資料を別紙のとおり参考資料としてお配りします。この資料は9月13日の地域福祉活動計画策定委員会で使用した検討中の資料です。あくまで参考としてご覧ください。

資料1については第3次計画(青い冊子)の評価を、作業部会で行ったものです。

資料2については資料1を抜粋したものです。

資料3については、第4次計画に向けての課題(案)が示されているものです。地域の視点から見た課題などが列記されています。これは、第3次計画の評価や、地域懇談会などを受けて出てきた意見になります。

これらは、今後個別計画の検討や、地域福祉計画の検討を進める際の参考資料としてご利用ください。これ以降の会議で、内容がまとまってきたら順次提示していきたいと考えています。ご不明なことがありましたら、事務局までお問い合わせください。

(参考資料として地域福祉活動計画策定委員会での検討中資料を配布)

事務局

本日の検討を踏まえて、地域福祉計画の「基本理念」と「基本目標」といった上位概念について個別計画推進部会で提示させていただきます。それをもとに9月下旬以降、個別の計画ごとに施策の方向等について、検討を進めていただくこととなります。

なお、個別計画推進部会は10月から12月の間に2～3回程度開催が予定されています。その間、11月ごろに、個別計画の進捗状況を確認できるよう、事務局の方で「進捗状況に関する資料」を作成し、委員の皆さまに配布し、ご意見があればいただく形を取りたいと考えています。

これらを踏まえ、個別計画について一定の方向性が示される12月下旬に、次回策定委員会の開催を予定しております。日程についてはあらためて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、計画に関しての市民意見を伺う場、パブリックコメントは、個別部会での検討状況にもよりますが、1月ごろに実施になるかと思われます。

委員長

よろしいでしょうか。それではこれで第3回地域福祉計画策定委員会を終了します。

以上